

平成31年度事業計画

社会福祉法人 聖仁会

1. 基本方針

平成31年度には、消費税増税に伴う、介護報酬の一部改訂が計画されています。また、能力・経験のある事業所のチームリーダーに対して、新たな処遇改善加算も新設されます。

今後、介護職員不足は深刻となり、なんらかの手立てを取らないことには、経営自体が成り立っていきません。

平成31年度は、人材確保を喫緊の課題として取り組んでまいります。

まず、佐賀女子短期大学の外国人留学生の受入れに対しての体制を整え、また、中学生、高校生を始め、大学生への早期からの声掛けを行い介護へ関心を持ってもらいます。

施設整備に関しては、長年の課題であった、特別養護老人ホームすみれ園介護員コーナー周辺の拡張工事を行い、ゆったりとした空間の中で、ご利用者に対するサービスの向上に努めます。

職員の人材育成につきましては、平成30年度から開催された佐賀県老人福祉施設協議会主催の研究発表会での発表ができるよう、根拠に基づくサービスを提供していき、実証データを積んでいきます。

政府が進める働き方改革により、同一労働、同一賃金の考え方を臨時職員の給与体系に反映し、今後は能力に応じた賞与支給額で格差を設けます。

また、労働基準法の改定による有給休暇取得日指定義務を厳守し、年5日以上の有給休暇を取得義務対象の全職員に取得させます。

今後、働き方改革による余剰人員確保及び人手不足解消のための待遇改善を行っていくことにより人件費の高騰は、避けられません。

健全な法人運営を継続していくためには、収益アップを図っていかなくてはなりません。

介護報酬の取得可能な加算の見直しを含め、事業所のサービス稼働率のアップに努めていきます。

2. 重点項目

(1) 経営基盤の強化

- ①財務分析の徹底
- ②公益性の高い福祉サービスの実践

(2) 専門性の追求

- ①人材育成
 - ・外部研修、施設内研修の充実

- ②サービスの質の向上
- (3) 地域貢献の推進
 - ①地域福祉活動への積極的参加
 - ②地域福祉を必要とする方に対して迅速な対応
- (4) 危機管理体制の強化
 - ①緊急時及び災害時対策の徹底
 - ②事故、ヒヤリハット、苦情等の的確な分析及び再発防止に向けての体制整備
 - ③高齢者虐待防止に向けた取り組みを継続していきます。
- (5) 施設内外での衛生管理、感染症予防対策
 - ①委員会での研修実施
- (6) 防火設備の定期点検及び消火と防災防火避難訓練の実施
- (7) 法令遵守
- (8) ホームページによる情報公開
- (9) 高齢者の方の相談に対する誠意ある対応

1. 事業所名

特別養護老人ホームすみれ園 （総括）

(1) 基本方針

入所者お一人お一人のニーズ(サービスの必要性)を検討しながら最大限に個別援助に努めていきます。

施設の理念である、入居者に安全で安心した生活、快適で満足した生活を送っていただけるように努めます。また、個々のニーズ(サービスの必要性)を把握し、その人らしい生活が送れるように援助します

(2) 重点実施項目

- ① 日常生活の援助
- ② 行事
- ③ 地域交流と社会参加の場づくり
- ④ 広報活動
- ⑤ 防災活動
- ⑥ 感染症対策
- ⑦ 事故防止対策
- ⑧ 高齢者虐待防止対策
- ⑨ 夢かなえ
- ⑩ 家族面会、外出外泊の推進
- ⑪ 職員の研鑽

(3) 提供するサービス内容

日常生活の援助

利用者様のニーズを把握し、おひとりおひとりが、安全で快適な生活が送っていただけるように、本人ご家族の意向を取り入れながら介護にあたっていきます。

その為に、6ヶ月ごとにモニタリング、担当者会議、プランの見直しを行いよりよい生活の援助が出来るように努めていきます。

(4) 行事

別紙参照

(5) 地域参加と社会参加

運動会・秋祭り・敬老会、クリスマス会、保育園慰問、小中校からの慰問等やボランティア協力および参加により交流を深めます。

(6) 広報活動

- ① 広報誌の発行(年2回、6月、12月)
- ② 施設内での生活状況等のお知らせ通信
- ③ ホームページの更新

(7) 防災活動

- ① 夜間避難訓練の実施

- ②昼間避難訓練の実施
- ③消火訓練の実施
- ④防火設備の取り扱いと点検

(8)感染症対策

感染予防委員会の活動や職員の学習会を定期的に行ないます。職員及び入居者の衛生管理を徹底し、それぞれが媒介とならぬように外部者との接触も慎重に行います。

(9)事故防止対策

事故を未然に防ぐ為、事故防止委員会の活動やホーム職員会議でのヒヤリハットの原因究明や事故報告書の分析を行い危険を回避できるように努めます。

(10)高齢者虐待防止対策

利用者に拘束が必要な場合は、身体拘束委員会で解除に向けての検討を行っていきます。また、言葉による虐待など、事例検討会を行い振り返りの場をつくっていきます。職員の高齢者虐待による認識の再確認も定期的に行っていきます。

(11)夢かなえ

入居者の生活意欲が湧き、意向がかなえられる内容であれば、家族の協力も受けながら積極的に勧めていきます。インフルエンザ流行期を避け、なるべく季節のよい時期を選び担当職員が中心になって取り組んでいきます。

(12)家族面会、外出外泊の推進

入居者の精神的な安定のために、また、状態を正しくご理解いただきスタッフ(担当者)間との信頼関係が構築できるように家族への面会をお願いします。ご家族と一緒に寛いでいただく行事を計画し、ご案内します。面会が出来ない家族には広報誌等で紹介します。また、家族との外出や在宅復帰に向けての外泊等も相談協力を行っていきます。

(13)職員の研鑽

外部研修会参加後は、施設での復講を行っていきます。また、事故対策、身体拘束、虐待、褥瘡、感染予防、接遇、排泄委員会については委員会での活動と共に年2回以上の全体研修会を行っていきます。

(14)ターミナルケア

医療と連携し、利用者及び家族のニーズに応え、ターミナルケアが円滑に推進できるよう、各部署、関係機関との情報のパイプ役となるよう努めます。

利用者、家族と何処でどのように死を迎えたいか、どんな人生を過ごしたいか、家族としてはどのように見送りたいかを確認し、支援します。

また、家族が悔いのない別れをし、死別後にも遺族の心が癒されるよう心理的、社会的援助を行います。

(15)利用率の向上

①特養利用率 97%を目指します。

②当園の介護・看護機能及び大町町内及び近隣市町村の医療、療養機能を考慮しつつ、無理のない入所や利用の調整を行います。

(16)その他

- ①高齢者の心身に関することや、社会資源・制度の仕組みについて、ケース検討や研修参加を通して学習していきます。
- ②法改正に伴い、当園の体制と照らし合わせ、介護報酬の加算要件にないか確認し、必要な処置をとります。

施設年間行事

月	行 事 名
4月	バスハイク(つつじ見学)、喫茶、誕生会
5月	バスハイク(新緑見学)、母の日、運動会、喫茶、誕生会
6月	父の日、バスハイク(紫陽花見学)、喫茶、誕生会、広報誌発行
7月	七夕祭り、誕生会、喫茶、バスハイク(町内めぐり)
8月	誕生会、喫茶
9月	敬老会、夜間避難訓練、喫茶、誕生会、バスハイク、お楽しみ会
10月	バスハイク(コスモス見学)、すみれ園秋祭り、喫茶、誕生会、
11月	バスハイク(紅葉見学)、誕生会
12月	クリスマス会、大町保育園慰問、広報誌発行、誕生会、喫茶、門松づくり、餅つき
1月	お屠蘇会、喫茶、誕生会、バスハイク(初詣)
2月	節分、バスハイク(梅林見学)、喫茶、お誕生会
3月	ひな祭り、物故者供養、避難訓練、バスハイク(桜見学)、喫茶、誕生会

1. 事業所名

特別養護老人ホームすみれ園(医務)

(1) 基本方針

利用者、入所者の方が、園での日々を笑顔で、快適に過ごして頂く為に、職員も健康管理に勤め、仕事に従事します。また、笑顔で接し、常に目配り、気配り、心配りを心掛けます。

(2) 重点実施項目

- ①入所者の健康管理の実施
- ②他部署との連携業務
- ③運営上、関わる業務
- ④入所者、御家族とのコミュニケーション(意思の疎通)に努めます。

(3) 提供するサービス内容

- ①健康管理(入所者・職員)
- ②看護記録、申し送り
- ③予防接種
- ④健康チェック(体温・脈拍・血圧・呼吸状態・血液検査・胸部撮影・検尿)
- ⑤薬管理(薬整理、投薬)
- ⑥点眼
- ⑦処置(褥創、外傷)
- ⑧診療の介助、指示受け
- ⑨入院、退院時の対応
- ⑩急変時の対応
- ⑪研修への参加
- ⑫研修学生の受け入れ
- ⑬隔月の入所者、ショート体重測定、増減チェック後の管理栄養士との栄養状態のチェック
- ⑭褥瘡予防研修会の実施(3回/年)
- ⑮褥瘡予防対策委員会(1回/2ヵ月)
- ⑯感染症予防対策委員会(1回/2ヵ月)
- ⑰衛生管理委員会、全体研修の実施(2回/年)
- ⑱看護師不在時を含む急変時に対する研修の実施(2回/年)
- ⑲新人研修の実施(1回/年)
- ⑳ターミナル研修の実施(1回/年)
- ㉑看護職員と介護職員の連携によるケアの提供

医務年間行事

月	行 事 名
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・体重測定 ・感染症予防対策委員会・褥瘡予防対策委員会 ・新人研修
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・血液検査・第1回褥瘡予防研修会 ・第1回誤嚥、看護師不在時、夜間緊急時の研修
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・血液検査・体重測定 ・感染症予防対策委員会・褥瘡予防対策委員会
7月	看護職員と介護職員の連携によるケアの研修
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・体重測定 ・感染症予防対策委員会・褥瘡予防対策委員会
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員健康診断(便潜血含む) ・第1回衛生管理委員会(全体研修)[ホーム] ・第2回褥瘡予防研修会
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・体重測定 ・感染症予防対策委員会・褥瘡予防対策委員会 ・結核検診(胸部撮影)
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ予防接種
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・体重測定 ・第2回誤嚥、看護師不在時、夜間緊急時の対応に対する研修 ・感染症予防対策委員会・褥瘡予防対策委員会
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・検尿
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・体重測定・ターミナル研修 ・感染症予防対策委員会・褥瘡予防対策委員会
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員健康診断(夜勤者) ・第2回衛生管理委員会(全体研修会)[在宅] ・第3回褥瘡予防研修会

1. 事業所名

特別養護老人ホームすみれ園(厨房)

(1) 基本方針

日々の食事により入居者・利用者様の QOL(生活の質)の向上を計るとともに、安全で美味しく楽しく満足して頂けるような食事の提供をします。

(2) 重点実施項目

- ① 食事の提供
- ② 栄養管理
- ③ 衛生管理
- ④ 栄養マネジメント

(3) 提供するサービス内容

① 食事の提供

- ・多職種と連携し、身体状況や健康状態に応じた食事を提供します。
- ・行事食を提供します。
- ・毎食後の残渣調査、入居者様・多職種の意見をもとに、献立や食事形態の検討をします。

② 栄養管理

- ・毎食の個人別食事摂取調査を行い、必要に応じて食事内容の見直し・検討を行います。
- ・毎月(基本的に)体重測定を行い、必要に応じて食事内容の見直し・検討を行います。
- ・血液検査(医務より)の確認を行い、必要に応じて食事内容の見直し・検討を行います。

③ 衛生管理

- ・掃除(厨房内)を徹底します。
- ・2回/日の水質調査を実施します。
- ・2回/年の害虫駆除を実施します。
- ・毎月腸内細菌検査を実施します。

④ 栄養マネジメント

多職種連携のもと、全入居者様対象に実施する予定です。(14 単位/日)

1. 事業所名

特別養護老人ホームすみれ園(介護支援専門員、生活相談員)

■相談援助業務計画

【基本方針】

「自己決定・エンパワメントアプローチ」、「個人の理解・尊重」、「家族とのパートナーシップ」を基本とし、当園で生活をされる方が「自分が選んだ道をいきいきと生きる」ことを目標として、心理的サポート・相談援助をします。

(1) 自己決定・エンパワメントアプローチ

私たちが必要と思うことを一方的指示、解決するのではなく、共に考え、個人が解決に向け主体的に取り組む力を導き出すことができるよう支援します。

(2) 個人の理解と尊重

大切にしている価値観を理解した上で、生活の構築に向け支援します。そのために、大切にしている人や物、また、生活歴、趣味、特技、嗜好、信条、宗教について理解に努めます。

(3) 家族とのパートナーシップ

「私たちができること、家族だからできること」を考え、話し合い相互理解を目指します。施設の役割を明確化し、その上で、家族が「してあげたい」「こうしたい」という想いを描き実施できるように支援します。

(4) 介護・福祉ニーズの担い手として

関係法令や、大町町内及び近隣市町村の資源の状況を踏まえ、社会福祉法人聖仁会が地域の介護・福祉ニーズに継続、安定して応えていけるように、各種提案や仕組み作りに努めます。

【業務計画】

(1) 情報の収集と管理

①情報の性質や背景、情報源の特徴を理解し、各種情報の収集、精査、整理、発信を行います。

②利用者の状況(年齢・家族構成など)等、必要なデータを整備します。

③個人情報保護の業務指針にそって適切に管理します。

(2) 利用者との信頼関係の構築

①気持ち(思っていること、家族・家への想い、施設生活に関することなど)を聞く機会を作ります。

③)利用開始直後は、特に接する機会を持つようにします。

④必要に応じ代弁機能を果たし、社会資源に対する働きかけをします。

(3) 施設サービス計画

①作成、評価は介護・看護・栄養・相談の、各専門職が主体的に取り組めるように支援を行います。

②定められた更新期間を遵守します。

③利用者及び家族が見やすく、理解しやすい表現を用います。(文字の大きさや、注釈、図解を付けます)

④事故予防、再発防止に一層の重点を置いて作成します。

⑤短期入所生活介護計画においても相当な利用期間のあるケースは、適宜、再アセスメントやプランの見直しができるように努めます。

(4) 事業・サービス内容の説明と同意

①利用契約書及び同重要事項説明書の説明と同意を得ます。

②施設サービス計画等の説明を行い、同意を得て交付します。

(5) 社会的手続きの代行

①要介護度更新・変更申請手続きを代行します。

②預かり金契約対象者の生活通帳等の管理、一般的な支払い等の代行をします。(社会通念上、支払いが妥当なもの、契約者への不利益が明らかでないものに限ります。)

③利用者及び家族ができない場合、各種社会的手続きの代行をする。(利用者の判断能力、家族支援力・住居地等を勘案します。)

(6) 要介護認定調査

①要請に応じて、利用者(特養)の認定調査を実施します。

(7) 権利擁護

①苦情の内容及び、背景や取り巻く環境の調査・分析をし、解決策を検討します。また、法人が迅速な対応ができるように働きかけます。

②必要に応じて成年後見制度等の紹介、活用等支援します。

③認知症により、制限されてしまいがちな個人の自由や意思決定が、保障されるよう支援します。

(8) 関係機関・施設・地域との連携

①居宅介護支援事業所や、他施設と連携し、円滑にサービス提供ができるよう努めます。

②サービス担当者会議などに参加し、支援体制づくりへの情報提供・提案を行います。

③大町町内及び近隣市町村の高齢者の状況・支援体制の状況に関する情報収集を行います。

④サービス担当者会議の開催や、居宅ケアプランの提出依頼等、地域の介護保険事業が適切に運営されるように働きかけます。

⑤佐賀県若楠育成委員会の会員として必要な業務・役割を行います。

2. 事業所名

デイサービスセンターすみれ園

(1) 基本方針

通所介護及び介護予防通所計画書に基づき、利用者一人一人のニーズ(必要性)に応じたサービス提供を行います。また、状態に応じた機能訓練を実施し、心身共に安定した在宅生活が続けられるよう支援を行います。通所介護が行える範囲で、利用者様の希望を叶える事が出来るよう努めます。

(2) 重点実施項目

- ①利用者一人一人の状態を把握し理解する事で、利用者の状態と希望に応じた個別援助を行います。
- ②利用者の状態と必要性に応じた機能訓練を計画し、安定した在宅生活が続けられるよう身体面の向上を図ります
- ③認知症高齢者に対し、個々の状態を把握した上で、理解力の低下を予防し、現状維持または向上出来るよう、状態に応じた作業を計画し提供します。
- ④職員は常に明るく笑顔を絶やす事無く、利用者様との信頼関係を築きます。また、施設環境を整え、選んで頂けるような施設であるよう努めます。
- ⑤利用者の希望に応じ、夢かなえ事業を実施出来るよう努めます。

(3) 提供するサービス内容

①生活相談

利用者の日々の不安を少しでも和らげる事が出来るよう、一人一人の声に耳を傾け相談を受けます。又、利用者の相談内容に応じた適切な助言や援助を行います。常に楽しく安心して利用して頂けるよう、環境作りを行います。

②運動器機能向上訓練及び個別機能訓練

利用者の身体状況に応じた機能訓練を計画し、全身の筋力の維持及び向上が出来るよう訓練を行います。また、理解力の低下が予防出来るよう、脳活性化を図る作業の提供を行います。その他、利用者が希望される作業への個別の支援も行います。

③口腔機能向上訓練

利用者の咀嚼及び嚥下状態を把握し、個々に応じた内容で計画を行い、機能向上を図ります。食事前には口腔体操を用いて、誤嚥を予防します。また、食後の歯磨きを促し、常に口腔清潔に努めます。

③健康

利用毎にバイタルチェックを行い、利用者一人一人の健康状態を把握し、緊急時の対応に備えます。また、担当ケアマネージャーやかかりつけ医との情報交換も密に行い、安心して利用出来るよう努めます。

④入浴

ゆっくり、くつろいで入浴が出来るよう、安全面や環境面に十分な配慮を行い、プライバシー保護に努めます。また、入浴時には、一人一人の皮膚の状態を観察し、悪化や感染症

の防に努めます。入浴後には、髭髯、爪切り等整容を行い、更衣時には、衣類や下着の汚染の確認を行います。利用者様の尊厳を守りながら、清潔保持に努めます。

⑤送迎

利用者一人一人の自宅環境を把握した上で、その日の状態や希望時間応じた送迎を行います。常に安全運転を心掛け、利用者宅周辺への配慮も行います。

⑥食事

管理栄養士の管理のもと、定期的に嗜好調査を行い、嗜好に応じた食事を提供します。また、利用者の状態に応じ、栄養バランスや食事形態に配慮を行います。ゆっくり良く噛んで食べて頂けるよう、随時声掛け及び見守りを行いながら、規則正しい食生活の習慣が付くように支援して行きます。

⑦レクリエーション

利用者の意向を尊重し、趣味活動やゲーム及び季節行事を実施します。無理強いする事無く参加して頂き、楽しい環境の中、能力に応じた内容で提供し、脳の活性化を図ります。また、認知症状の進行を防ぎます

年間行事

月	行 事 名
4月	バスハイク(つつじ 芝桜見物)、喫茶の日、手工芸、誕生会、レクリエーション
5月	バスハイク(春のドライブ)、喫茶の日、手工芸、園芸、誕生会、レクリエーション、夢かなえ(工場見物)
6月	喫茶の日、手工芸、誕生会、レクリエーション
7月	バスハイク、七夕行事、喫茶の日、手工芸、園芸、誕生会、レクリエーション
8月	バスハイク(買い物)、夏祭り、喫茶の日、手工芸、誕生会、レクリエーション
9月	バスハイク(秋のドライブ)、喫茶の日、手工芸、誕生会、レクリエーション、敬老会
10月	バスハイク(コスモス見物)、運動会、喫茶の日、手工芸、誕生会、レクリエーション
11月	バスハイク(紅葉見物)、喫茶の日、手工芸、園芸、誕生会、レクリエーション
12月	クリスマス会、喫茶(忘年会)、誕生会、手工芸、レクリエーション
1月	バスハイク(初詣)、喫茶(新年会)、誕生会、手工芸、レクリエーション
2月	バスハイク(梅林見物)、喫茶(節分行事)、誕生会、手工芸、レクリエーション、夢かなえ(温泉芝居見物)
3月	バスハイク(桜見物)、喫茶の日(ひな祭り)、誕生会、手工芸、レクリエーション

3. 事業所名

ホームヘルプサービスすみれ園

(1) 基本方針

① 指定訪問介護

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供し、利用者及びその家族が健全で安らかな生活を営むことができるよう援助します。また、要介護者が悪化しないよう、本人の「意欲」を引き出す「自立支援」に資するサービスを目指します。

② 指定介護予防訪問介護

利用者の心身機能の改善、環境整備などを通じて利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うと共に利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。

(2) 重点実施項目

① 利用者のニーズに合わせたサービスを展開していくように努めます。

② 毎月1回、ケア会議を開き、利用者の状態把握、サービスの見直しを図り訪問介護計画の定期的な見直しに努め、サービスの向上、統一に努めます。

③ 利用者及び家族とのコミュニケーションを図り、よりよい信頼関係を築くように努めます。

また、福祉・医療関係、及びその他サービス実施機関等と連携を図りサービスの提供に努めます。

(3) 提供するサービス内容

① 身体介護

- ・健康チェック
- ・排泄介助
- ・食事介助
- ・清拭
- ・入浴介助
- ・身体整容

- ・体位交換
- ・移動、移乗介助
- ・外出介助及び通院介助
- ・起床及び就寝介助
- ・服薬介助
- ・自立生活支援の為の見守りの介助

② 生活援助

- ・健康チェック
- ・洗濯
- ・掃除
- ・ベッドメイク
- ・衣類の整理、被服の補修

- ・買物
- ・薬の受け取り
- ・布団干し など
- ・一般的な調理、配下膳

③ 介護予防

- ・利用者の「可能性」を見つけできる限り能力を引き出しサービスを提供します。
- ・利用者の安全確認をしつつ、一緒に手助けしながら一部入浴介助や調理・掃除・などをする事により自立支援を促します。

4. 事業所名

ケアマネージメントサービスすみれ園

(1) 基本方針

居宅支援の事業は要介護状態になった場合でも、その利用者が可能な限り自宅において、有する能力に応じ自立した生活が送れるよう、介護サービス等を活用した生活を提案・支援します。

利用者に対しては人格を尊重し、利用者の思いに沿い、利用者の自己決定がなされるよう配慮し、サービス計画に当たっては、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に偏ることのないよう公平、中立に行います。また事業の運営に当たっては、行政、地域包括支援センター、他の居宅支援事業者、サービス提供事業者、介護保険施設等との連携に努めていきます。

要支援の認定を受けられた高齢者や介護予防・生活支援サービス事業対象者と判定された高齢者については、地域包括支援センターより介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務を受託し、要介護状態になられることを防ぎ、自宅で自立した生活が維持できるよう支援します。

(2) 重点実施項目

①居宅サービス計画、介護予防サービス計画の作成

利用者とその家族の生活に対する意向を面談により把握した上で、生活上の課題を明らかにし、在宅生活の維持・向上のために、どのようなサービスをどのように提供すれば自立支援に繋がるのかを明確にし、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)を作成します。その際、利用可能な居宅サービス等の種類、地域におけるサービス提供事業者に関する内容、利用料金等の情報を利用者及び家族へ提供し、適切なサービスを選択できるよう配慮します。

住宅改修においては複数の事業者から相見積りを取って頂くように促し、利用者が適正な事業者を選択する事ができるよう、また給付の適正化につなげる事ができるよう取り組んでいきます。

居宅サービス計画(介護予防計画)の作成にあたっては主治医やサービス提供事業者等からの専門的な意見を聴取し、より充実した居宅サービス計画(介護予防サービス計画)となるよう努めます。

②経過観察と再評価

月1回以上の利用者宅の訪問による面談やサービス提供事業者等からの情報提供により、居宅サービス計画の目的に沿って適切にサービス提供がなされているのか、目標の達成経過や度合い、利用者の状態についての評価を定期的に行い、状態の変化などに応じて居宅サービス計画の変更、要介護区分変更申請等、必要な支援を行います。

③サービス担当者会議の充実

居宅サービス計画は多職種協働で実施するものであるため、充実したサービス担当者会議の開催によって利用者を中心とした1つのチームであることを認識し、利用者及び家族、

サービス事業者、インフォーマル(公的ではない)な支援者等が共通意識を持ち、支援者同士の強固な繋がりを構築していきます。またサービス提供事業者より伝達された利用者の服薬状況、口腔状態、健康状態や月1回の訪問の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状況等について主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報提供を行うことで医療と介護の連携し、利用者の在宅生活が安心できるものとなるよう支援します。

④地域包括ケアシステムと行政等関係機関との連携

日本は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しており、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降には国民の医療や介護の需要がさらに増加すると見込まれ、地域包括ケアシステムの構築が重要課題となっています。しかしながら都市部と町村部では高齢化の進展状況に大きな地域差が生じているため地域の自主性や主体性に基づき、保険者である市町や都道府県が地域の特性に応じて独自の地域包括ケアシステムを作り上げていくことが必要となります。私達、居宅支援事業所も地域包括システムの一部を担う事業所として市町等の各関係機関と連携し、高齢者が住み慣れた地域で生活できる環境作りに貢献できるように努めていきます。

⑤障害福祉サービスとの連携

障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度の相談支援専門員と密接な連携を図ることで、障害の特性や支援の留意点に配慮し、サービスのスムーズな移行できるよう取り組みます。

(3) 提供するサービス内容

- ①相談援助業務
- ②居宅サービス計画書の作成
- ③サービス実施状況の把握
- ④サービス提供事業者との連絡調整
- ⑤要介護認定の更新及び区分変更申請の援助
- ⑥介護保険施設等の紹介
- ⑦住宅改修、福祉用具購入の相談
- ⑧その他(認定調査等)
- ⑨介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の受託

5. 事業所名

在宅介護支援センターすみれ園

(1) 基本方針

地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるように行政機関・サービス提供機関・居宅介護支援事業所との連絡調整等、生活支援を行います。

(2) 重点実施項目

- ①在宅高齢者の実態把握を行なっていきます。
- ②在宅高齢者やその家族に対して、介護などに関する総合的な相談に応じ、保健・福祉サービスが受けられるよう支援を行います。
- ③身体機能が低下してもできるだけ住み慣れた自宅での生活を維持していただけるよう、外出手段の支援を行います。

(3) 提供するサービス内容

- ①在宅介護・介護保険に関する相談
- ②各種保健・福祉サービスの紹介や利用手続き
- ③生活の自立支援に向けてのサービス調整(軽度生活援助事業・配食調査等)
- ④車椅子及び、車椅子に乗ったまま乗車することができる福祉車両の貸し出し

6. 事業所名

ケアハウスすみれ園

(1) 基本方針

- ①入居者の意思及び人格を尊重し、その人らしい生活を送れるように支援いたします。
- ②入居者が、自立した生活を明るく安全に継続できるように支援いたします。

(2) 重点実施項目

- ①入居者がいつも明るく、安心して生活を送れるように心配りいたします。
- ②入居者の心身状態を把握し、病気の予防と早期発見に努めます。また、各医療機関との連携を密にして健康維持を図ります。
- ③入居者が自立した生活を継続できるように、医療、福祉機関と連携をとりながらニーズ(必要性)に合った支援を行います。

(3) 提供するサービス内容

①食事の提供

(ア)管理栄養士の献立による栄養バランスのとれた食事の提供を行うとともに、入居者が楽しく食事出来るような雰囲気作りに努めます

(イ)入居者の身体状態、体調に配慮した個別の食事、また、嗜好に合った食事の提供をいたします。

(ウ)季節感を取り入れた食事内容や、行事食などを定期的に提供いたします。

②入浴

(ア)安全に気持ち良く入浴していただけるよう、入浴の準備と環境整備に努めます。

(イ)定期的な塩素濃度の測定(毎日)、水質検査(年2回)などを行い、衛生管理と感染防止に努めます。

③相談・助言

(ア)誠意を持って相談に応じ、楽しい生活、自立した生活を送れるように支援いたします。

(イ)関係機関と連携し、入居者のニーズに合った福祉サービスなどの手配をいたします。

④緊急時の対応

病気、負傷など緊急時には、医療機関、家族と連絡を取りながら速やかに適切な対応をいたします。

⑤健康管理

(ア)入居者の心身状態の把握、健康診断(年1回)、日常生活における安否確認、感染症などの情報提供などを通じ疾患の予防と早期発見に努めます。

(イ)定期的な健康チェック(週1回)の実施、また、主治医、家族との情報交換を密に行い心身状態の把握に努めます。

⑥レクリエーション

(ア)入居者の加齢に伴う意欲低下を考慮し、生きがいのある生活を送れるように支援いたします。

定期的には、第2・4木曜日に、お茶会として、誕生会・絵手紙・おやつ作り・体操・ゲー

ムなど季節にあった行事など行います。

バスハイクは、第3木曜日に、日用品の購入を目的に買い物ツアーを行います。

その他、季節の花見・ドライブ・外食など外出の機会を作り、季節感を味わっていただくとともに、気分転換を図っていただきます。

(イ) 閉じ籠りを防ぐために簡単な体操、ゲームなど毎日取り組みます。

(4) 防災計画

非常、その他緊急の事態に備え、安全を考慮した避難体制と対処方法を確立し、入居者の安全に努めます。避難訓練については、消防署などの協力を得て定期的を実施します。

年間行事

月	行 事 名
4月	お茶会・誕生会・バスハイク(買い物)・花見・昼間避難訓練
5月	お茶会・誕生会・バスハイク(買い物)・運動会
6月	お茶会・誕生会・バスハイク(買い物)・紫陽花見学
7月	お茶会・誕生会・バスハイク(買い物)・七夕
8月	お茶会・誕生会・バスハイク(買い物)
9月	お茶会・誕生会・バスハイク(買い物)・敬老会・水質検査(レジオネラ)
10月	お茶会・誕生会・バスハイク(買い物)・コスモス見学・夜間避難訓練
11月	お茶会・誕生会・バスハイク(買い物)・秋祭り・紅葉見学
12月	お茶会・誕生会・バスハイク(買い物)・クリスマス会
1月	屠蘇会・新年会(福引抽選会)・お茶会・誕生会・バスハイク(買い物)
2月	お茶会・誕生会・バスハイク(買い物)・梅林見学
3月	お茶会・誕生会・バスハイク(買い物)・水質検査(レジオネラ)

7. 事業所名

有料老人ホームすみれ園

(1) 基本方針

家庭の事情や本人の心身の状態の低下により自宅生活が困難となった要介護者が住宅型有料老人ホームの安全で快適な住まいの中で何らかの援助を受けながら自分らしく生活を送れることを目的とします。

本人の生活のニーズに応じて在宅サービスを利用していただきそれぞれのケアマネジャーやサービス機関との情報交換を行っていきます。

24時間、生活の見守りの中で緊急時の対応、医療への情報の提供や指示を仰ぎながら健康管理にも努めていきます。

(2) 重点実施項目

- ① 日常生活の援助、環境整備、生活相談
- ② 健康管理
- ③ 担当ケアマネジャー、サービス機関との情報交換
- ④ 御家族からの生活に対しての要望の把握や、家族への状態の報告

(3) 提供するサービス内容

- ① 入居者の身体状況や嗜好を考慮した食事の提供、食事中的見守り食事摂取量の把握
- ② 小遣い、生活用品、医療費等の金銭管理(本人家族の意向があった場合のみ)
- ③ 施設館内の共有の場の清掃。(個人の居室は、家族や在宅ヘルパーを利用)
- ④ 定期的な清潔リネンの提供(交換は在宅ヘルパーが実施)
- ⑤ 生活相談や介護保険等の手続き代行
- ⑥ オムツ、パット等の提供。(日中の排泄介助は原則ヘルパーそれ以外の時間の対応は有料職員が実施)
- ⑦ ご家族の面会時は情報の交換を行い行事等の紹介や参加への依頼
- ⑧ かかりつけ病院への受診介助、身体状態の変化について主治医への情報提供
- ⑨ 服薬管理
- ⑩ 関係サービス機関との身心の状況の情報交換